

公職にある者等からの働き掛けに関する取扱要領

(平成15年10月6日施行)

(平成19年4月1日改正施行)

(平成20年4月1日改正施行)

(平成24年6月1日改正施行)

(平成26年4月1日改正施行)

(平成27年4月1日改正施行)

(令和6年4月1日改正施行)

1 目的

県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進を図るとともに、職務の公正を期すため、職員がその職務に関し外部から働き掛けを受けた場合、当該働き掛けを記録し、その概要等を県民に公表する取扱いについて定めるものとする。

2 定義

この要領において「働き掛け」とは、次に掲げる者（その者の秘書、親族、代理人等を含む。）から、知事の事務部局に所属する職員（以下「職員」という。）に対し、その職務に関する行為をさせるように、又はさせないようにするためになされた要望、提言、意見、依頼、要求等（公開の場でなされたものその他通常の対応が可能であるものを除く。）をいう。

- (1) 国会議員、県議会議員又は市町村議会議員（元議員を含む。）
- (2) 国会議員、県議会議員、市町村議会議員又は市町村長を支援する政治団体の役員
- (3) 国家公務員（退職者を含む。）
- (4) 長野県内の市町村の市町村長又は副市町村長（退職者を含む。）
- (5) 長野県外の地方公共団体の知事若しくは市町村長又は副知事若しくは副市町村長（退職者を含む。）
- (6) 長野県職員を退職した者
- (7) 長野県職員が役員として派遣されている団体又は「長野県退職職員の再就職に関する取扱要綱」の別表に掲げる団体の役員
- (8) 知事の親族又は知事を支援する政治団体の役員

3 働き掛けの記録

- (1) 職員は、働き掛けを受けた場合には、速やかに、相手方の特定を行い、その内容について、別紙「公職にある者等からの働き掛け記録票」（以下「記録票」という。）に記録するものとする。
- (2) 相手方に対しては、「記録に残し、公開・公表の対象となる」旨を説明するものとする。

る。

4 働き掛けの報告等

- (1) 働き掛けを受けた職員は、その内容について、記録票により所属長に報告するものとする。
- (2) (1)の報告を受けた所属長は、その内容を確認するため必要であると認めるときは、報告する働き掛けの内容の記録を、相手方へ提供するものとする。この場合において、報告内容について、職員と相手方に認識の相違があったときは、記録票にその旨を記載するものとする。
- (3) 所属長は、(1)の記録票の写しを、各部局の主管課を經由して総務部長（情報公開・法務課扱い）に送付するものとする。
- (4) (3)の送付に際して、当該記録票の記載に長野県情報公開条例（平成 12 年長野県条例第 37 号）第 7 条各号に該当する情報がある場合には、所属長は、当該情報が記載された部分を墨塗りするものとする。

5 記録票の保存及び公開

- (1) 所属長は、記録票（情報公開・法務課が保管する写しを含む。）を長野県公文書管理規程（昭和 44 年長野県訓令第 2 号）に基づき、3 年間保存するものとする。
- (2) 記録票は、長野県情報公開条例第 2 条第 2 項に定める公文書として公開請求の対象となり、同条例の規定により公開又は非公開の決定を行う。

6 働き掛けの概要等の公表

総務部長は、4 (3)により記録票の写しが送付された働き掛けについて、定期的にその件数及び概要を公表するものとする。

附 則

この要領は、平成 15 年 10 月 6 日から施行する。

附 則

この要領の改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、同日以後になされた働き掛けから適用する。

附 則

この要領の改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領の改正は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領の改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領の改正は、令和6年4月1日から施行する。